

(案)

那覇市福祉バス運行事業(首里・真和志コース)委託契約書

那覇市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との間に、那覇市福祉バス運行事業(首里・真和志コース)(以下「本事業」という。)の委託契約(以下「本契約」という。)を次のとおり締結する。

(契約の目的)

第1条 甲は、この契約書及び那覇市福祉バス運行事業委託仕様書に従い本事業を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(法令等の遵守)

第2条 甲及び乙は、日本国の法令、那覇市福祉バス運行事業実施要綱その他本事業の実施に必要な法令等を遵守し、本事業を安全かつ適切に実施しなければならない。

(履行期間)

第3条 本契約の履行期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

(契約金額等)

第4条 甲が乙に支払う委託料の額は、 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限とし、各年度の委託料の上限額は、次のとおりとする。

令和8年度 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

令和9年度 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

令和10年度 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

令和11年度 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

令和12年度 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

2 前項の委託料は、本事業の実施に必要な全ての経費とし、次に掲げる経費を含むものとする。

(1) 人件費

(2) 運送費(車両の借上料、車両のラッピングその他の福祉バスであることの明示に係る費用、燃料費、車両の点検費用、車両の整備費及び修繕費及び任意保険料)

(3) 一般管理費(備品購入費、消耗品費その他経費)

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、那覇市契約規則第30条第9号の規定により免除する。

(支払方法等)

第6条 乙は、毎年度の4月及び10月に、それぞれの年度の委託料の上限額の45%を限度として、概算払による委託料の請求をすることができる。

2 乙は、毎年度の3月に、第8条の規定により確定した委託料の額から、前項の規定により請求し、及び支払を受けた委託料の額の合計額を差し引いた額を、甲に請求することができる。

(案)

3 乙は、前2項の規定により委託料を請求するときは、当該請求に係る請求書を甲に提出しなければならない。

4 甲は、乙から適正な請求書の提出があったときは、当該請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(報告等)

第7条 乙は、次の表の左欄に掲げる事項等について、同表の中欄に掲げる期限までに、同表の右欄に掲げる書類等により、甲に対して報告するものとする。

運行状況、定期点検等に関する問合せの担当者	毎年度の4月15日	業務体制表
上記担当者の変更	変更があった都度	業務体制表
毎月の運行実績及び乗降者バス停実績	翌月の15日(3月については、3月31日)	運行実績報告書及び乗降者バス停実績
毎年度5月及び11月における運転手(全員)への報酬等の支払状況	翌月の25日	正当報酬受領証
総運行実績(各年度の決算状況及び業務状況等)	毎年度末(3月31日)	各年度の決算書その他甲が必要と認める書類
車両の点検状況の確認	点検を実施した日の属する月の翌月の15日(3月については、3月31日)	点検の状況(点検箇所、内容、金額等)が分かる書類の写し
不可抗力により運行休止があった場合の内容等	運行休止期間の末日の属する月の翌月の15日(3月については、3月31日)	事業実績報告書(不可抗力)

(委託料の確定)

第8条 甲は、前条に規定する総運行実績の報告後、当該報告に係る事業の成果が、本契約の内容に適合するものであると認められるときは、支払をすべき委託料の額を確定し、乙に通知する。

(調査等)

第9条 甲は、本事業の適切な実施に必要があると認める場合は、那覇市福祉バス運行事業委託仕様書に規定する事項の実施状況、処理経過その他の甲が必要と認める事項について、乙に対し、報告を求めることができる。

2 甲は、前項の報告に関し必要があると認める場合は、ドライブレコーダーの映像その他の必要な資料等の提出を求めることができる。

3 乙は、甲から第1項の報告を求められたときは、速やかに、那覇市福祉バス運行事業調査報告書により、報告をしなければならない。

(案)

- 4 甲は、前項の規定による乙からの報告を踏まえ、対応が不十分又は不適切であると認めるときは、乙に対し、必要な措置をとるべきことを通知し、乙は、当該通知に基づく対応をとらなければならない。

(不可抗力)

第10条 台風等の災害、第三者の責による交通事故、不慮の故障等により利用者の安全の確保が困難な場合における運行休止は、不可抗力とみなし、乙は、その責を負わない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が本契約に違反したとき、又は本契約を確実に履行する意思がないと認めるときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は乙との間に本契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団、同条第6号の暴力団員又はこれらの関係者に該当すると判明したときは、本契約を解除することができる。

(委託料の返還)

第12条 乙は、第8条の規定により甲が確定した委託料の額を超える委託料を受領したときは、甲が指定する期限までに、差額を返還しなければならない。

- 2 乙は、前条の規定により本契約を解除されたときは、本契約の履行期間のうち、履行不能となった期間に係る委託料を、甲が指定する期限までに、甲に返還しなければならない。

(損害賠償責任)

第13条 乙は、事故による車両の破損その他運転手の行為により、人身、対物等に損害を与えたときは、その責を負うものとする。

- 2 乙は、自動車事故等に係る任意保険に加入しなければならない。
3 運行中に発生した事故の解決は、乙がこれに当たるものとする。

(特約事項)

第14条 乙は、本契約における個人情報の取扱いについて、個人情報の取扱いを定める特約を遵守しなければならない。

- 2 乙は、甲に那覇市福祉バス運行事業誓約書を提出し、その内容を遵守しなければならない。

(帳簿等の整備及び保存)

第15条 乙は、本事業に係る経費を明らかにした帳簿その他支出の事実を証明する書類を整備し、本事業の終了後5年間保存しなければならない。

(再委託の禁止)

第16条 乙は、本事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、甲から書面による事前の承諾を得たときは、この限りでない。

(案)

(書類の提出)

第17条 本事業を適切かつ安全に実施するため、乙は、毎年度の甲が指定する日までに、次に掲げる書類を提出するものとする。ただし、甲が必要がないと認める書類については、その提出を省略することができる。

- (1) 市町村税納税証明書(滞納のない証明書又は完納証明書)
- (2) 本事業に使用予定の全ての車両の車検証
- (3) その他甲が必要と認める書類

(次期受託者との連携)

第18条 乙は、本契約の終了後に甲が乙と異なる事業者と本事業に係る契約を締結することとなる場合は、当該事業者の事前準備のため、福祉バス運行事業における引継要領に従い、運行コースの試走その他の必要な事項について、甲及び当該事業者と連携協力するものとする。

(協議)

第19条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本契約を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和8年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
 那覇市
 那覇市長 知念 覚

乙